

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分及び○年○月○日付けで同人に対してした労災保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、電話営業業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、長時間同じ姿勢で作業をするとともに、上肢の反復動作の多い作業に従事したことから、左肩に負担がかかり、○年○月上旬頃から頭重感、めまいが出現したという。

請求人は、同月○日、C医療機関を受診し、「めまい症、感音難聴、頭痛」等と診断され、同年○月○日、D医療機関を受診し、「頸肩腕症候群」と診断され、同年○月○日、E医療機関を受診し、「胸郭出口症候群」と診断された後、複数の医療機関において療養を継続していた。

- 3 請求人は、上記傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び○年○月○日から○年○月○日までの間の休業補償給付の各請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、同年○月○日付けでこれらを支給しない旨の各処分をした（以下「前処分」という。）。

請求人は、前処分を不服として、審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は○年○月○日付けでこれらを棄却した（平成28年労第143号。以下「前裁決」という。）。

- 4 本件は、請求人が、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものであると

して、上記請求に後続する請求として療養補償給付及び○年○月○日から○年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の各処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が、○年○月○日付けでこれらを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定

（略）

- 2 当審査会の判断

本件再審査請求に当たり、新たな事実についての主張や資料等の提出はないことから、前裁決における判断を変更する必要は認められず、請求人に発症した傷病は、胸郭出口症候群であり、前裁決に係る裁決書の理由に記載したとおり、請求人の素因により発症したとみることが相当であることから、業務上の事由によるものではないと判断する。

- 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。